

福岡市介護保険施設等指導要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは介護予防支援をいう。以下同じ。）を担当する者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス担当者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼、又は質問若しくは照会に基づく指導、及び厚生労働大臣又は都道府県知事が法第24条若しくは平成18年旧介護保険法第24条の規定による居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う居宅サービス等の内容並びに介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示及び質問に基づく指導について、基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、居宅サービス担当者等及び居宅サービス実施者等（以下「介護保険施設等」という。）の支援を基本とし介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

（指導方針）

第2条 指導は、介護保険施設等に対し、法令、通達及び指導に関する基準等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

（指導実施機関）

第3条 指導の実施機関は福祉局高齢社会部事業者指導課とする。

（指導形態等）

第4条 指導の形態は、次のとおりとする。

（1） 集団指導

集団指導は、市長が主体となり、指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所を集める講習等による方法又はオンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による方法により実施する。

（2） 運営指導

① 運営指導の形態

運営指導は次のア～ウの内容について、原則、実地に行う。また、市長が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働大臣及び市長が合同で行うものを「合同指導」とする。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

② 実地頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。なお、居宅サービス（居住系サービスサービス事業者等に限る。）、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る。）又サービス事業者等は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うこととする。

③ 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、上記①ア及びイについては、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。

（指導対象）

第5条 指導は全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の方針に基づき行う。

（1） 集団指導の対象

集団指導は、市長が指定、許可の権限を持つすべての介護保険施設等を対象に行う。

（2） 運営指導の対象

① 一般指導

一般指導は、実地頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう介護保険施設等を選定する。

② 合同指導

合同指導は、一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

（指導方法等）

第6条 指導の方法は次のとおりとする。

（1） 集団指導

① 実地通知

市長は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険施設等に対して原則として2月前までに通知する。

② 指導方法

実施に当たっては、介護保険施設等に対して、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式又はオンライン等の活用による動画の配信等による方法で行う。

（2） 運営指導

① 実施通知

市長は、指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該介護保険施設等に原則として1月前までに通知する。

ただし、指導対象となる介護施設等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認すること

ができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 介護保険施設等の出席者（役職名等で可）

オ 準備すべき書類等

カ 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

② 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

③ 指導結果の講評

運営指導終了後、関係者に対し講評を行い、改善を要すると認められる事項について、口頭又は文書によりその改善を指示する。

④ 指導結果の通知等

運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知する。

⑤ 報告書の提出

市長は、当該介護保険施設等に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

（監査への変更）

第7条 運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「福岡市介護保険サービス事業者等監査要綱」に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

（1） 市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（2） 介護報酬請求について、不正を行っていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（3） 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（4） 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（指導にあたっての留意点）

第8条 指導は、厚生労働省の定める指導に関するマニュアルに基づき実施するものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。